

質 問 回 答

2022 年 10 月 21 日

案件名: パキスタン国パンジャブ州栄養施策推進アドバイザー業務

(公示日: 2022 年 10 月 12 日 / 調達管理番号: 22a00509) について、質問と回答は以下の通りです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	P5 第1章 企画競争 の手続き 9. 契約交渉権者決定 の方法 (1) 評価配点表以外の 加点について 2) 価格点	「第1位と第2位以下との僅少」とは、若手育成加点の結果、評価点の差が 2.5% 以内ということでしょうか？	ご理解のとおりです。 (プロポーザル作成ガイドライン別添資料4ご参照) https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/glkrik0000006cf5-att/proposal_guidelines_202204.pdf
2	P8 (5) 主な活動 活動2-4 P11 (8) JICA の他事業における栄養改善の取組みとの連携	P.8 活動 2-4 においてはセクター横断的な取組み事例を州政府に示すことが活動になっていますが、P.11「(8) JICA の他事業における・・・連携」では具体的な連携方法について検討するに留められています。勘案された事業の実施は本業務ではなく、それぞれのプロジェクトで行うとの理解でいいでしょうか。	結果として「より踏み込んだ連携事業の実施には至らなかった」ということになるかもしれませんが、JICA 事務所の協力を得ながら、JICA 事業間の連携を通じ、マルチセクトラルな栄養改善事例をパンジャブ州に示し、JICA なしでも同じような局間連携に取り組める地ならしができるかと考えております。
3	P8 (5) 主な活動 活動2 栄養改善事業	以下に記載されている施策、活動は全て、P11 (10) の「パイロット事業」を指す、という理解でよろしいでしょうか？ 2-1: 「具体的な栄養施策を検討する」	基本的にはご理解のとおりです。加えて、各局にて実施する既存の事業内に栄養改善の要素を取り入れるような取り組みの提案等も MSNC とともに取り組んでいただきたいと思います。

		2-2:「栄養改善活動を活性化させる」 2-3:「上記の活動の成果を検証する」	
4	P9 (4)現地リソースの活用	同項目で、現地リソースを 2 名程度特殊傭人として確保し、加えて各セクターの活動及びパンジャブ州の社会・文化に詳しい人材(農業、教育、水衛生、IEC、社会保障等 計約 40 人月程度)を確保とありますが、上記の 2 名程度の特殊傭人の人月は、「加えて」以降に書かれている 40 人月程度の外数と考えてよいでしょうか。 すなわち、現地リソースの人月は、40 人月+2 人×業務実施期間と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 2 名は業務従事者の特殊傭人として働き、それ以外の 5 分野計 40 人月を目途とした現地リソースについては、分野の内訳や活用方法について、ご提案ください。
5	P9 第 2 章 特記仕様書案 第 6 条 実施方針及び留意事項 (4) 現地リソース(ローカルコンサルタント等)の活用	「栄養改善の業務経験および調査経験のある現地リソース」2 名程度は MSNC にて傭上されると理解しましたが、「各セクターの活動およびパンジャブ州の社会・文化に詳しい人材(農業、教育、水衛生、IEC、社会保障等 計 40 人月程度)」も MSNC にて傭上される(本案件のプロポーザルと併せてご提出する見積書では傭上に係る経費の計上は不要)との理解でよろしいでしょうか。	現地リソースの雇用は MSNC ではなく本業務実施契約に含まれます。経費は本見積に含めてください。
6	P9 第 6 条 実施方針及び留意事項「(4)現地リソース(ローカルコンサルタント等)の活用」の 3 行目「加えて」以降	「各セクターの活動及びパンジャブ州の社会・文化に詳しい人材(計 40MM 人月程度)をニーズに合わせて必要な期間確保し、」とありますが、この傭人に要する費用は応札に際して計上する必要がありますでしょうか。あるいは MSNC が確保するのでしょうか。	No.5 と同じ。

7	<p>P9 第2章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項 (4)現地リソース(ローカルコンサルタント等)の活用</p>	<p>「MSNC にて栄養改善の業務経験および調査経験のある現地リソースを 2 名程度特殊備人として確保」とありますが、想定している給与があればご教示願います。</p>	<p>本業務実施契約での雇用を想定しており、一人あたり月額 2 ～2.5 千ドル程度となる見込みです。 2 人のうち、1 名は今年度の研修に参加する医師を想定しております。もう 1 名は具体的に想定している人材はおりませんが、MSNCからある程度適任の紹介がある見込みです。2 名とも常勤を想定しております。</p>
8	<p>P9 第 6 条 実施方針及び留意事項「(4)現地リソース(ローカルコンサルタント等)の活用」1-3 行目</p>	<p>P.9(4)には、冒頭に「MSNC にて現地リソースを 2 名程度特殊備人として確保すること」を想定されているとあります。 プレ公示の際のご回答によれば、プロジェクトが備上するように理解していましたが、上記箇所からは、プロジェクトではなく MSNC が備上するとも読めます。備上するのがどちらかを教えていただけますでしょうか。 もしプロジェクトで備上する場合、この 2 名がすでに決まっているのであれば、単価を見積もることにほとんど意味がないように思われますので、定額計上としていただけませんか。 もし定額計上ではなく、見積が必要であれば、この方々のランクと想定している備上期間をお知らせいただけますでしょうか。</p>	<p>No.7 と同じ。</p>
9	<p>P9 第 6 条 (4)現地リソース(ローカルコンサルタント等)の活用</p>	<p>特殊備人として活用を想定する「MSNC にて栄養改善の業務経験および調査経験のある現地リソース」2 名をご紹介いただけないでしょうか？合わせてその際の待遇(給料など)についてもご教示ください。</p>	<p>No.7 と同じ。</p>

10	P9 第6条 (4)現地リソース(ローカルコンサルタント等)の活用	「現地リソースを2名程度特殊傭人として確保」することに「加えて、各セクターの活動およびパンジャブ州の社会・文化に詳しい人材」を確保するとありますが、それぞれの人材の雇用人月を確認させてください。「計40人月程度」とは、特殊傭人2名と追加人材の合計のことでしょうか。それとも追加する人材のみの合計でしょうか。	40人月は「追加する、各セクターの活動およびパンジャブ州の社会・文化に詳しい人材」の雇用人月の目安です。
11	P9 第6条 実施方針及び留意事項(4)現地リソース(ローカルコンサルタント等)の活用 の後半部分 P.11 第7条 業務の内容 (10)パイロット事業の実施 P.8(5)主な活動2-5	P.9(4)「現地リソース(ローカルコンサルタント)の活用」の後半部分に、「…人材をニーズに合わせて必要な期間に確保し…受注者とともに栄養改善事業の計画を立案し実施する」とあります。 ここで記載の「栄養改善事業の実施」は、P.11「(10)パイロット事業の実施」とは別のものとして考えてよいでしょうか。 もしそうであれば、ここで想定している「栄養改善事業」とは、P.8の主な活動のうち「活動2 栄養改善事業」のどこに入ることを想定して活動を計画すればよいでしょうか。 また、予算規模がはっきりした方がよりよい提案ができるように思いますので、定額計上としていただけませんかでしょうか。	パイロット事業の実施を想定しています。また、実際にパンジャブ州で実施されている既存の栄養改善事業があれば、その内容を検証し、より成果発現につながる追加事業を提案するといったこともあると思います。こうしたことを各分野の現地リソースとともに検討・実施いただければと思います。 定額1,000万円を本見積りに計上してください。金額以上にご提案の内容を重視しております。
12	P9 第2章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項 (5)2022年に発生した洪水被害への配慮	「対象地域」とは具体的にどの地域を指すでしょうか？	パンジャブ州でもバロチスタン州に近い南部の低地に被害が多いようですが、改善の状況は刻一刻と変化しておりますので、地域を限定してお示しすることは致しません。

13	P9 第6条 (2)課題別研修の活用	課題別研修「マルチセクターで取り組む栄養改善」コースへは、パンジャブ州のどの部局からの参加されか、お教えいただけますか(JICA 枠および世銀枠ともに)? 複数の部局から参加の場合、各部局でアクションプランを作成する予定でしょうか?	今年度は保健関係の部局からの参加が決まっています。世銀枠は保健局、農業局が予定されていますが、来年度についてはいずれも未定です。
14	P9 第6条 (5)2022年に発生した洪水被害への配慮	「配慮」とは、洪水被害により栄養状態が悪化した地域を優先するというのでしょうか。洪水被害によりアクセスや治安が悪化した地域を対象から外すということでしょうか。	洪水により栄養状態が悪化した方のみを対象/最優先とする、あるいは排除するというのではなく、被災地域を意識しつつ、本事業の目的に沿った効果の高い支援の在り方を検討ください。
15	P10 第7条 (5)JICA および C/P との協議・報告	「各渡航の終了時には現地業務結果報告書を作成」とありますが、要員計画によっては全業務従事者が同時に現地渡航しないことにもなります。現地業務結果報告書は、業務主任者が(主に)作成するのでしょうか。あるいは全渡航者が個別に作成する必要があるのでしょうか。	毎回ボリュームのある報告書を作成いただくイメージではなく、派遣毎に簡潔に活動報告を作成いただければと思います。要員の渡航が重なったときはまとめていただいて構いません。
16	P11 第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (10)パイロット事業の実施	パイロット事業の具体的な計画はプロポーザルでの提案事項とのことですが、ご提案内容が本見積りの金額に影響してくるかと思しますので、パイロット事業に係る経費は定額計上または別見積りとしてのご検討いただけましたら幸いです。	定額 1,000 万円を本見積りに計上してください。大規模なパイロット事業というよりは、複数のパイロット事業を提案いただきたいと考えております(ただしご提案内容によってはこれを排除するものではありません)。金額以上にご提案の内容を重視しております。
17	P11 (10)パイロット事業の実施	パイロット事業にかかる経費の規模はどの程度を想定しているのでしょうか。特に指定はございませんでしょうか。パイロット経費は想定次第で経費に大きな差が生まれるものと思しますので、パイロット経費は別見積りとしてのご検討いただけましたら幸いです。	No.16 と同じ。

18	P11 第7条 業務の内容 (10)パイロット事業の実施	パイロット事業の実施に要する費用の目安はいくらでしょうか。課題別研修員のアクションプランに基づくパイロットプロジェクトであるとしても、その規模は読み切れません。定額計上として頂けませんでしょうか。	No.16と同じ。
19	P11 (10)パイロット事業の実施	パイロット事業とは、課題別研修に参加した現地職員が作成するアクションプランに基づくものでしょうか？ もしくはアクションプランとは独立に実施するものでしょうか？	パイロット事業とアクションプランが同一となることもあれば、別々になることもありうると思いますが、研修参加者とともにマルチセクショナルな栄養改善事業実践を実践していただくことが主旨となります。
20	P11 (10)パイロット事業の実施	パイロット事業が、課題別研修に参加した現地職員が作成するアクションプランに基づく場合、パイロット事業は、あくまでも帰国研修員(現地職員)の所属先の予算によって実施されることが基本でしょうか。それとも JICA から一定の支援が得られるのでしょうか。	栄養改善事業のトライアル(パイロット事業)を通じて、マルチセクショナルな介入の重要性をパンジャブ州関係部局に実感してもらうことが目的ですので、JICA の予算投入は可能です。研修員のアクションプランの支援をするかどうかはプランの内容次第で判断いただきたいと思います。
21	P11 (10)パイロット事業の実施	パイロット事業の効果測定のための世帯調査(ベースラインおよびエンドライン調査)の実施を活動に含めることは可能でしょうか。	可能です。
22	P11 第7条 業務の内容 (11)啓発用教材の作成、配布	①手に取りやすい媒体の啓発資料作成・展示・配布につき、費用を的確に見積もるため、以下の2点についてご教示ください。①啓発資料のイメージ(デザインの質、印刷形態など)。②マルチメディア教材の展開方法。 ②マルチメディア教材については展開のみが求められていますが、教材そのものを作成する必要はなく既存のものを使うという理解でよろしいでしょうか。作成も求められる場合は予算規模をご教示くださ	啓発資料については紙の資料・マルチメディア教材含め既存のものを検証した上で、必要に応じ作成・展開いただくことを想定しており、同費用として350万円程度を想定しております。この規模の中でご提案ください。

		い。	
23	P13 (4) 議事録等	議事録をまとめる「各種会議、ワークショップやセミナー」とは、本件業務従事者が主催した会議等ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	P16 第 3 章 プロポーザル 作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (4) 対象国の便宜供与	「詳細については R/D を参照願います」とあります。R/D をご提供いただけますでしょうか。	本件は個別専門家案件のため、R/D はありません。企画説明書の記載は誤りで、申し訳ありません。
25	P16 2. 業務実施上の 条件 (4) 対象国の便宜供与	「R/D を参照願います」とありますが、配付資料には含まれていませんでした。共有をお願いできますでしょうか。	No.25 と同じ。
26	P17 (1) 報酬について 別見積もりについて	報酬は「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象とします、とあります。戦争特約保険料を別見積りに含めることを想定されておりますか？	戦争特約保険料は必要に応じ別見積りに計上ください。

以上